

一斉改選に伴う民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦について

民生委員・児童委員及び主任児童委員の任期満了に伴う一斉改選を行います。
つきましては、推薦準備会を開催し、候補者を推薦していただきますよう、各自治会町内会長の皆様の御協力をお願いいたします。

1 依頼事項

- (1) 推薦準備会の開催
- (2) 民生委員・児童委員、主任児童委員候補者の推薦
- (3) 推薦書類の作成及び区への提出

<手続きの流れ>

	自治会町内会	地区連合町内会
推薦の対象	民生委員・児童委員	主任児童委員
推薦人の選任	・自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5人から10人以内の推薦人を選任してください。	・地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5人から10人以内の推薦人を選任してください。
推薦準備会の開催	・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。	・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。
開催時期	6月から8月にかけて、各地区で開催をお願いします。	
書類の作成 区への提出	候補者の履歴書、会議録を作成のうえ、 8月19日（金）までに 青葉区福祉保健課にご提出ください。	
委嘱日	令和4（2022）年12月1日	

2 推薦準備会開催にあたってご留意をお願いしたい事項

- (1) 全地区で推薦準備会を開催し、協議のうえ候補者を推薦してください。
※再任する場合も、推薦準備会からの推薦が必要です。
- (2) 候補者の選考にあたっては、資格要件（適任者、年齢要件、居住要件（別添4参照））をご確認ください。
- (3) 新たな候補者には、民生委員・児童委員及び主任児童委員業務について、十分な御説明をお願いします。
- (4) 推薦準備会推薦人の選出について、自治会町内会（地区連合町内会）の代表の方と地区民生委員児童委員協議会の代表※の方は、必ず推薦人としてください。この両者が出席しない場合は、推薦準備会が開催できないこととしております。また、推薦準備会の開催においては、公正な運営をお願いいたします。

※民生委員・児童委員の役割や実際の活動等について他の推薦人に御説明いただくことや、推薦準備会における疑義等へ御対応いただくため、地区民生委員児童委員協議会の代表の出席を必須としています。

裏面あり

3 リーフレットのご活用について

民生委員・児童委員をご紹介しますリーフレットを令和4年2月に作成しました。仕事をしながら民生委員活動を行っている方々の事例を掲載していますので、候補者をお探しいただく際などにご活用ください。

4 添付資料

- (1) 令和4年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程（別添1）
- (2) 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦（委嘱）の受付函（別添2）
- (3) 民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動（別添3）
- (4) 横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続（別添4）
- (5) 「民生委員・児童委員」リーフレット（別添5）

担当：青葉区福祉保健課運営企画係 鈴木、小池

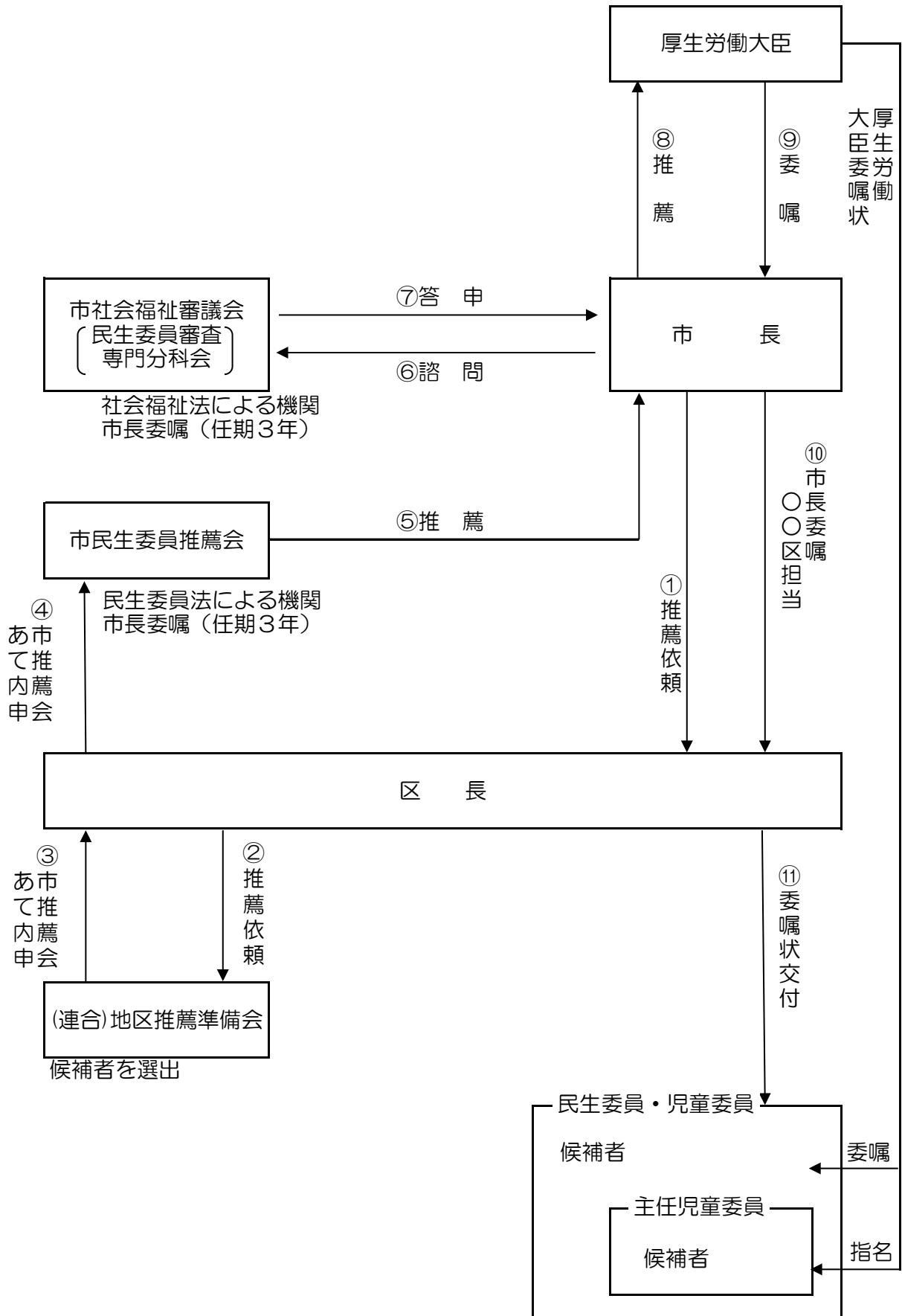
電話：978-2433 FAX：978-2419

E-mail：ao-mj@city.yokohama.jp

令和 4 (2022) 年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程

		令和 4 (2022) 年 1 2 月 1 日付け委嘱者
		①民生委員・児童委員：一斉改選 ②主任児童委員：一斉改選 任期・・・令和 4 (2022) 年 1 2 月 1 日から 令和 7 (2025) 年 1 1 月 3 0 日まで
2 月	上旬 中旬 下旬	
3 月	上旬 中旬 下旬	
4 月	上旬 中旬 下旬	
5 月	上旬 中旬 下旬	市連会協力依頼 区連会協力依頼
6 月	上旬 中旬 下旬	連合・地区へ推薦依頼 連合・地区推薦準備会開催
7 月	上旬 中旬 下旬	
8 月	上旬 中旬 下旬	
		区より市推薦会に候補者内申
9 月	上旬 中旬 下旬	
10 月	上旬 中旬 下旬	市推薦会、市審査会開催
11 月	上旬 中旬 下旬	厚生労働大臣あて推薦
12 月	上旬 中旬 下旬	令和 4 (2022) 年 12 月 1 日付け委嘱

民生委員・児童委員、主任児童委員推薦〔委嘱〕の手続図



民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動

【民生委員・児童委員、主任児童委員とは】

- 民生委員は、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な支援を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。
- 児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。
- 主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門に担当する民生委員・児童委員です。
- 横浜市では民生委員・児童委員は200から440世帯に1人、主任児童委員は地区民生委員児童委員協議会ごとに2人（地区の民生委員・児童委員の定数が40人以上の場合は3人）としています。
- 現在は、横浜市全体で約4,500の方が民生委員・児童委員（約4,000人）、主任児童委員（約500人）として委嘱され、活動しています。

【民生委員・児童委員の身分等】

- 厚生労働大臣から委嘱され、横浜市長が担当区域を定める無報酬の非常勤特別職の地方公務員です。
- 給与は支給していませんが、活動に必要な交通費等として、活動費を支給しています。
- 民生委員・児童委員は、委嘱と同時に民生委員児童委員協議会及び社会福祉協議会の会員となり、会費をご負担いただきます。

【民生委員・児童委員の役割】

- 日常的な見守りや訪問活動を通じて、支援が必要な方の状況を把握します。
- 介護や子育て、日常生活の困りごとなど、地域住民の方の相談に応じ、必要な助言を行います。
- 支援を必要とする方が福祉サービスや制度を適切に利用するために必要な情報を提供します。
- 必要に応じて行政や関係機関などとのパイプ役になります。

【民生委員・児童委員の活動】

- 地域住民が抱える問題について、相手の立場に立ち、相談を受けます。
- 福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に提供します。
- 住民が福祉サービスを必要とした場合、区福祉保健センターや地域ケアプラザ等に連絡し、必要な支援を行います。
- 担当地区内の住民の実態や住民福祉ニーズを把握し、適切なサービスの提供が図られるよう支援します。
- 住民の求める生活支援活動を行い、支援の体制を作っていきます。
- 活動を通じて得た課題や改善点について関係機関などに意見を提起します。

【主任児童委員の活動】

- 主に、地区を担当する民生委員・児童委員と連携して学校、児童相談所等、関係機関との連絡・調整を行います。
- 民生委員・児童委員と連携して、子育て支援活動等を行います。

【守秘義務】

- 民生委員・児童委員は、民生委員法で守秘義務が課せられています。
- 個別の相談等を通じて知り得た個人の秘密は、民生委員・児童委員を辞めた後も、守る必要があります。

【民生委員・児童委員の地区組織】

- 概ね連合町内会の区域を単位として、当該地区の全民生委員・児童委員を構成員とする地区民生委員児童委員協議会が組織され、関係機関との連絡・調整、情報交換、日ごろの活動や地域の福祉課題の検討などを行っています。

横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続
(一斉改選)

	民生委員・児童委員	主任児童委員
1. 資格要件	<p>横浜市会の議員の選挙権を有する 18 歳以上の方のうち、次に掲げる要件に当てはまる方を選任してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉の仕事に理解と熱意があり、民生委員・児童委員（主任児童委員）活動に時間を割くことができる方 人格識見ともに高く、円満な常識を持ち、健康である方 担当する地域に居住し、住民の信頼があり、その地域の実情をよく知っているだけでなく、地域の誰もが気軽に相談に行けるような方 民生委員・児童委員（主任児童委員）の職務を遂行する際に、個人情報取り扱いについて、十分配慮し適正な管理ができる方 	
①適任者		
②年齢要件 (基準日:令和4 (2022)年4月 1日)	<p>◆新任 原則 68歳まで 候補者の選出が困難な場合、 74歳まで</p> <p>◆再任・元職 74歳まで</p> <p>要件に変更はございません。 詳細は、別紙で説明します</p>	<p>◆新任 原則 54歳まで 候補者の選出が困難な場合、 58歳まで</p> <p>◆再任・元職 原則 60歳まで 候補者の選出が困難な場合、 64歳まで</p>
③居住要件	<p>原則、担当地域内に居住する方</p>	
2. 任期	<p>3年 現在の任期:令和4(2022)年11月30日まで 一斉改選の任期:令和7(2025)年11月30日まで</p>	
3. 推薦主体	地区推薦準備会	連合地区推薦準備会
①設置の単位	主に自治会町内会を単位とします。	主に地区連合町内会を単位とします。 (地区民児協を単位とします。)
②構成	推薦人5～10人	推薦人5～10人
③構成員 (推薦人)	自治会町内会の代表、地区民児協の代表、その他地域住民の福祉等に関係のある方 自治会町内会の代表と地区民児協の代表は、地区推薦準備会に必ず出席してください。	地区連合町内会の代表、地区民児協の代表、その他児童の福祉等に関係のある方 地区連合町内会の代表と地区民児協の代表は、連合地区推薦準備会に必ず出席してください。
	<p>地域の福祉活動やボランティア活動の人材情報を幅広く集め、地区・連合地区推薦準備会で、適任者を選出します。</p>	

4. 地区推薦準備会、連合地区推薦準備会開催

開催までの準備

・候補者の人選

地区推薦準備会では民生委員・児童委員を、連合地区推薦準備会では主任児童委員候補者の人選を行い、候補者へ「候補者履歴書（指定の様式）」の作成を依頼します。

履歴書は、推薦準備会における審議資料として使用し、それ以外の目的には使用しないことを候補者に伝え同意を得てください。取扱いには十分注意してください。

・推薦人の人選

推薦準備会では推薦準備会推薦人を選出し、「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書（指定の様式）」を作成します。

・開催の案内

推薦準備会の日時と場所を決定し、選出した推薦準備会推薦人の方々にお知らせします。

開催

①開催条件の確認

自治会町内会（地区連合町内会）の代表及び地区民生委員児童委員協議会の代表が出席し、推薦人の半数以上が出席していることを確認します。

②会議の進行

会議の座長を推薦人の互選により定め、座長は「地区・連合地区推薦準備会推薦人の方々にお願い」を読み上げ、会議の趣旨の徹底を図ります。

③審議

主に次の点について審議します。

- ・適任者の要件を満たしているか。
- ・留意事項を確認しているか。
- ・年齢要件、居住要件を満たしているか。
- ・個人情報の取扱いについて十分配慮し、適正な管理ができるか。

④会議録の作成

「地区・連合地区推薦準備会会議録（指定の様式）」を作成し、推薦人に署名をいただきます。

（主な記載事項）

- ・候補者氏名、会議の要旨、適任者としての確認事項等

会議は非公開とし、出席者は議事に関する秘密を厳守します。

候補者の内申

推薦準備会の終了後に、次の書類を区役所福祉保健課へ提出してください。

- ・「民生委員・児童委員候補者履歴書」「主任児童委員候補者履歴書」
- ・「地区・連合地区推薦準備会会議録」
- ・「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書」

新型コロナウイルスワクチン4回目接種について

横浜市では、国の通知に基づき(令和4年4月28日付及び5月10日付厚生労働省事務連絡)、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種を実施します。

※本件は、国において関係政省令改正が行われることを前提としています。

<4回目接種の概要>

1 接種対象者

3回目接種後、5か月を経過した次の方

(1) 60歳以上の方

(2) 18歳以上59歳以下で

基礎疾患(※)を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方

※該当となる基礎疾患は、別添「令和4年5月11日記者発表資料」を参照

なお、「基礎疾患を有する方等(18～59歳)」は予防接種法の努力義務の適用外です。

2 使用ワクチン

武田/モデルナ社ワクチン 及び ファイザー社ワクチン

3 個別通知(4回目接種券)の発送

(1) 発送方法

3回目を接種した18歳以上の方へ発送します。

ただし、「60歳以上の方」及び「基礎疾患を有する方等(18～59歳)」のみが接種対象です。

(2) 発送時期 (詳細は別添「令和4年5月11日記者発表資料」参照)

令和4年5月20日(金)から

原則、接種可能日の約3週間前を目安に発送します。

4 接種体制(接種会場)

3回目接種に引き続き、個別接種を中心としながら、集団接種会場及び大規模接種会場を設置します。

(1) 個別接種(市内医療機関)

ファイザー社ワクチン使用 : 約2,000か所(3回目接種時)

うち武田/モデルナ社ワクチン併用 : 約600か所(3回目接種時)

(2) 集団接種(武田/モデルナ社ワクチン使用)

・集団接種会場 9か所程度(原則、3回目接種と同一の方面別会場を実施できるよう調整中)

・大規模接種会場 2か所

①横浜ハンマーヘッド1階CIQホール

②横浜ビジネスパーク横浜ラーニングセンター

5 予約方法

3回目接種と同様に、事前予約制です。個別通知（接種券）が届いた方から、接種の予約ができます。

(1) 市が予約を受け付ける接種場所

5月26日（木）から予約を開始します。

ア 市の予約専用サイト（Web）

URL : <https://v-yoyaku.jp/141003-yokohama> （24時間受付）

イ 市LINE公式アカウント

「横浜市LINE公式アカウント」を友だち登録

ウ 予約センター（電話）

0120-045-112 （9時～19時まで 土・日曜、祝・休日も実施）

エ FAX予約（耳の不自由な方でインターネット予約ができない方専用）

045-550-4226 （9時～19時まで 月～金曜（祝・休日を除く））

オ 予約代行（詳細は別添「令和4年5月11日記者発表資料」を参照）

・市内郵便局 302か所（9時～17時まで 月～金曜（祝・休日を除く））

・区役所ワクチン相談員（9時～17時まで 月～金曜（祝・休日を除く））

(2) 直接、予約を受け付ける医療機関

個別通知（接種券）に同封の医療機関一覧で予約方法をご確認ください。

<添付資料>

令和4年5月11日記者発表資料

「新型コロナウイルスワクチン4回目接種の実施等について」

お問合せ先	
【ワクチン接種全般について】	
横浜市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター	Tel : 0120-045-070
【本資料について】	
健康福祉局健康安全課ワクチン接種調整等担当	Tel : 045-671-4841

令和4年5月12日時点の情報をもとに作成しています。

新型コロナワクチン 4回目接種の実施等について

国の通知に基づき(令和4年4月28日付及び5月10日付厚生労働省事務連絡)、新型コロナワクチンの4回目接種を実施します。

- ※ 本件は、国において関係政省令改正が行われることを前提としています。
- ※ 今後、国の方針等に変更があった場合には、適宜計画を見直していきます。
- ※ 関連する予算の成立を前提としています。

1 4回目接種対象等

(1) 4回目接種対象者

3回目接種後5か月を経過した、次のアまたはイに該当する方

ア 60歳以上の方

イ 18歳以上59歳以下で

① 基礎疾患を有する方

② その他重症化リスクが高いと医師が認める方

(以下、「基礎疾患を有する方等(18~59歳)」という)

※「基礎疾患を有する方等(18~59歳)」は予防接種法の努力義務の適用外です。

※ 該当する基礎疾患は、別紙「1. 基礎疾患の対象」を参照ください。

4回目接種対象者数(目安)

約125万人

ア 60歳以上の方：約108万人(60歳以上の2回目接種者数(令和4年4月19日時点))

イ 基礎疾患を有する方等(18~59歳)：約17万人※

※ 基礎疾患を有する方の考え方：18~59歳人口 約201万人×8.2% =17万(16.4万人)
(8.2%は厚生労働省の手引きより(20~64歳の基礎疾患を有する方の比率))

(2) 使用ワクチン

①武田/モデルナ社ワクチン および ②ファイザー社ワクチン

※ 1、2回目、または3回目にファイザー社ワクチン、武田/モデルナ社ワクチン、アストラゼネカ社ワクチン、武田社(ノババックス)ワクチンを接種された方は、4回目接種において 上記

①または②のどちらも接種可能です。

2 個別通知(4回目の接種券)の発送・時期(目安)

(1) 発送方法

ア 60歳以上の方

3回目を接種した方へ個別通知を発送します。

イ 基礎疾患を有する方等(18歳~59歳)

基礎疾患の有無に関わらず、3回目を接種した18~59歳の方へ個別通知を発送します。

ただし、基礎疾患を有する方等のみが接種対象です。基礎疾患等の無い方は接種できません。基礎疾患を有する方等は、接種についてかかりつけ医にご相談ください。

※間違い防止のため、個別通知の同封物等で対象者についてご案内します。

(2) 発送スケジュール目安

令和4年5月20日(金)から個別通知の発送を開始します。
個別通知は接種可能日の約3週間前を目安に発送します。

※詳細な発送スケジュールは、別紙「2. 個別通知(4回目)発送スケジュール目安」を参照ください。

3 接種体制(接種会場)

3回目接種に引き続き、個別接種を中心としながら、集団接種会場及び大規模接種会場を設置し、円滑な接種体制を整備します。

(1) 個別接種(市内医療機関) ※以下の医療機関数は3回目接種時(変更可能性あり)

接種実施医療機関数 約2,000か所(ファイザー社ワクチン)

このうち、武田/モデルナ社ワクチンを併用して接種する医療機関 約600か所

《予約体制(上記約2,000か所の内数)》

① かかりつけ患者以外にも広く接種を行う医療機関数 約1,200か所

※約1,200の医療機関は市のウェブサイトですべての予約の空き状況を確認できます。

② ①の約1,200か所のうち、市予約システムで予約可能な医療機関数 約880か所

※区ごとの接種実施医療機関一覧を個別通知に同封しています。

それぞれの医療機関の予約方法は、医療機関一覧をご確認ください。

(2) 集団接種

・集団接種会場 9か所程度(原則として、3回目接種と同一の方面別会場で4回目接種を実施できるよう調整中)

・大規模接種会場 2か所

(横浜ハンマーヘッド1階CIQホール、横浜ビジネスパーク横浜ラーニングセンター)

※全ての会場で武田/モデルナ社ワクチンを使用します。

※詳細は後日発表予定です。

4 予約方法等

- ・接種は**事前予約制**です。対象の方は、接種券が届いた方からご予約下さい。
- ・直接、予約を受け付ける医療機関については個別通知に同封の医療機関一覧(区ごと)を参照ください。

※横浜市での予約受付(以下(1)(2))については、5月26日(木)から受付を開始します。

(1) 予約専用サイト・LINE など

ア **予約専用サイト(Web)からの予約【推奨】**

URL: <https://v-yoyaku.jp/141003-yokohama> (24時間受付可)

イ LINE: 市公式LINE「横浜市LINE公式アカウント」を友だち登録

※LINEから予約アカウント情報の登録をすると、予約専用サイト(Web)での予約はできなくなります。

ウ FAX(耳の不自由な方でインターネットでの予約ができない方専用)

FAX番号: 045-550-4226 (受付時間: 平日午前9時~午後7時)

(2) 予約代行(郵便局・区役所ワクチン相談員)・コールセンター(予約センター)

パソコンやスマートフォン等をお持ちでないなど、インターネット(Web)での予約が困難な方を対象に、**市内郵便局**(一部を除く)や、**区役所ワクチン相談員**による予約代行※、**コールセンター**での電話予約を実施します。予約の際は、個別通知をご用意ください。

※予約代行は、市が予約を受け付ける医療機関と集団接種会場のみに対応となります。

※詳細は、別紙「3. 予約代行・電話予約」を参照ください。

5 接種間隔の変更に伴う3回目接種の前倒し

現在実施中の3回目接種についても、**2回目接種からの接種間隔が6か月から5か月**へと変更されます(ファイザー社ワクチンおよび武田/モデルナ社ワクチンに限る)。

既に3回目接種券をお持ちの方もあわせて、国の政省令改正の施行日以降は、5か月経過日からの接種が可能となります。

これに伴い、3回目接種の個別通知(接種券)発送の前倒しを行います。

※別紙「4. 個別通知(3回目)発送スケジュール(変更後)目安」を参照ください。

お問合せ先			
1	4回目接種対象等		
	健康福祉局健康安全課ワクチン接種調整等担当課長	鳥丸 雅司	Tel 045-671-4841
2	個別通知(4回目の接種券)の発送・時期(目安)		
	健康福祉局健康安全課ワクチン接種調整等担当課長	鈴木 真実	Tel 045-671-4841
3	接種体制(接種会場)		
	(1) 個別接種(市内医療機関)		
	健康福祉局健康安全課ワクチン接種調整等担当課長	曾我 直樹	Tel 045-671-4841
	(2) 集団接種		
	集団接種会場:		
	健康福祉局健康安全課ワクチン接種調整等担当課長	中村 昭夫	Tel 045-671-4841
	大規模接種会場:		
	健康福祉局健康安全課ワクチン接種調整等担当課長	三室 直樹	Tel 045-671-4841
4	予約方法等		
	(1) 予約専用サイト・LINE など		
	健康福祉局健康安全課ワクチン接種調整等担当課長	奥津 直臣	Tel 045-671-4841
	(2) 予約代行(郵便局・区役所ワクチン相談員)・コールセンター(予約センター)		
	健康福祉局健康安全課ワクチン接種調整等担当課長	丸山 真隆	Tel 045-671-4841
5	接種間隔の変更に伴う3回目接種の前倒し		
	健康福祉局健康安全課ワクチン接種調整等担当課長	鈴木 真実	Tel 045-671-4841

1 基礎疾患の対象

※厚生労働省手引き（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（第7.1版））より

1 以下の病気や状態の方で、通院／入院している方

1. 慢性の呼吸器の病気
2. 慢性の心臓病（高血圧を含む。）
3. 慢性の腎臓病
4. 慢性の肝臓病（肝硬変等）
5. インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
6. 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）
7. 免疫の機能が低下する病気（治療中の悪性腫瘍を含む。）
8. ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
9. 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
10. 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
11. 染色体異常
12. 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
13. 睡眠時無呼吸症候群
14. 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）

2. 基準（BMI 30 以上）を満たす肥満の方

*BMI30 の目安：身長 170cm で体重約 87kg、身長 160cm で体重約 77kg。

2 個別通知（4回目）発送スケジュール目安

発送時期(目安)	対象	3回目の接種日(令和4年)
5/20(金)	60歳以上の方	～ 1/16
5/30(月)	60歳以上の方	1/17 ～ 1/23
	18歳以上 59歳以下の方	～ 1/23
6/6(月)	3回目を接種した 18歳以上の方	1/24 ～ 1/30
6/13(月)		1/31 ～ 2/7
6/20(月)		2/8 ～ 2/14
6/27(月)		2/15 ～ 2/21
7/4(月)		2/22 ～ 2/28
7/11(月)		3/1 ～ 3/5
7/19(火)		3/6 ～ 3/12
7/25(月)		3/13 ～ 3/18
以降順次		3/19 ～

※変更の可能性があります。

※国の政省令が改正後（5月下旬予定）に、4回目の接種が可能となります。

3 予約代行・電話予約

①郵便局(予約代行)

受付日	令和4年5月26日(木)～8月31日(水)(土日祝日休み)
受付時間	午前9時から午後5時まで(※1)
受付場所	市内郵便局(一部を除く)302か所(※2)
備考	予約代行のみを行い、相談等はお受けできませんのでご注意ください。

※1 商業施設内の郵便局等、一部郵便局では受付日・受付時間が異なる場合があります。

※2 次の4か所では予約の代行は行いません。

- ・神奈川郵便局(神奈川区)・椿ヶ丘簡易郵便局(金沢区)
- ・横浜市大附属病院内簡易郵便局(金沢区)・横浜卸本町簡易郵便局(瀬谷区)

②区役所ワクチン相談員(予約代行)

受付開始日	令和4年5月26日(木) (土日祝日休み、1・2回目、3回目接種の予約代行等は現在も対応しています)
受付時間	午前9時から午後5時まで
受付場所	18区全ての区役所
備考	予約代行のほか、1・2回目、3回目の接種のご相談や直接予約を受け付ける医療機関への予約サポート、接種証明など、ワクチン接種に関する幅広いご相談に対応します。 窓口の事前予約は不要ですが、混み合う場合があります。

③コールセンター(予約センター)での電話予約

電話番号：0120-045-112 (午前9時から午後7時まで土・日・祝祭日も受付)

4 個別通知(3回目)発送スケジュール(変更後)目安 ※過去発送分省略

発送時期(目安)	2回目の接種日		
5/16(月)	令和3年 12/16	～	令和4年 1/5
5/23(月)	1/6	～	1/16
5/30(月)	1/17	～	1/23
6/6(月)	1/24	～	1/30
6/13(月)	1/31	～	2/7
6/20(月)	2/8	～	2/14
以降(順次)	2/15以降		

令和4年 防災・減災推進研修<基礎編>のご案内

地域の防災活動を進めるうえで日頃の疑問や分からないことの解消に参考となる知識を学んでいただく研修です。コロナ対策を実施したうえで開催します。積極的な受講をよろしくお願いいたします。

1 研修対象者

「町の防災組織」のメンバーの方（研修の成果を「町の防災組織」の活動につなげていただくため、お手数ですが、代表者の方からご推薦をお願いします。）

※各組織から**2名**まで推薦可能です。
※家庭防災員や防災ライセンス講習会を、受講された方も推薦可能です。
※推薦は任意です。

【受講者の声】

☺ こちらの研修を受けて防災に興味をもち、今では防災マニアになりました。



2 研修内容（集合）

（1）「防災・減災推進研修<基礎編>」研修カリキュラム

13:00 ～ 14:15	【講義】 「町の防災組織について知ろう」 「横浜市の防災対策について知ろう」	○「町の防災組織」の役割や地域との連携について学びます。 ○市の防災対策や自助・共助について学びます。
14:25 ～ 17:00	【グループワーク】 「地域の特性を踏まえた事前の備えを考えよう」 「『横浜市避難ナビ』の使い方を知ろう」	○発災後、経過時間ごとに、地域で何をすべきか等、議論します。 ○お手持ちのスマートフォンやタブレットで「横浜市避難ナビ」の活用方法を学びます。 可能な限りご自宅などで事前にインストールをお願いいたします。

※開催日時によって一部カリキュラムの順番が異なります。

（2）開催日時

【時間】 13:00～17:00

日程	場所	定員
6月27日（月）	横浜市民防災センター（横浜駅）	50名
6月28日（火）	横浜市民防災センター（横浜駅）	50名
6月29日（水）	横浜市民防災センター（横浜駅）	50名
6月30日（木）	横浜市民防災センター（横浜駅）	50名
7月2日（土）	栄区役所（本郷台駅）	40名
7月9日（土）	旭区役所（鶴ヶ峰駅）	40名
7月23日（土）	金沢区役所（金沢文庫駅）	40名
7月30日（土）	青葉区役所（市が尾駅）	40名
8月4日（木）	中区役所（関内駅）	50名

3 申し込み方法

「防災・減災推進研修<基礎編>」推薦書に、必要事項をご記入のうえ、郵送、FAXまたは電子メールにて、6月10日（金）まで（必着）に、以下の宛先にお申し込みください。

申し込みの受付や受講者決定通知の送付等は、株式会社ミントスに委託しています。

●「防災・減災推進研修<基礎編>」推薦書（別紙1）

【宛先】株式会社ミントス

○郵送：〒231-0014 横浜市中区常盤町1-2-1 9F-D

○FAX：045-228-8510

○電子メール：seminar.annai2021@gmail.com

4 受講者の決定

6月下旬ごろに、受講決定の通知を、受講者あてにお送りいたします。

※希望者が、定員を超えた場合、「各区の受講者数のバランスや過年度の受講状況」などを考慮し、受講者を決定させていただきますのでご了承願います。

5 新型コロナウイルス感染症への対策について ※詳細なコロナ対策は別添のとおり

研修の実施にあたっては、研修施設の消毒、換気、受講者の間隔を確保して実施します。

また、受講者につきましては、マスクの着用、受付での消毒、検温にご協力をお願いします。

なお、受講日に緊急事態宣言が発出されている場合には中止とします。

6 自宅学習編

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、自宅学習用の動画をすべて閲覧したうえで、「修了証発行申請書」をご提出していただいた場合には、「防災・減災推進研修<基礎編>」を受講したものとします。

修了証発行を希望される場合には「修了証発行申請書」（別紙2）を総務局地域防災課まで送付ください。

申請書受付期間：令和4年6月10日（金）から令和5年3月20日（月）まで

7 お問い合わせ

研修の申し込み方法等について（申し込みの受付業務を以下に委託しています）

担当 株式会社ミントス

電話：045-228-8080

研修の内容や自宅学習編の申し込み方法等について

担当 横浜市総務局地域防災課（長谷川、橋本）

電話：045-671-3456

8 その他

※当日午前8時の時点で「警報」または「特別警報」が横浜市域に発令されている場合は中止とします。

また、それ以外の場合でも悪天候等の理由により中止することがあります。当日中止と判断した場合には当日午前8時以降に横浜市ホームページにてご案内いたします。

パソコン・スマートフォン等をお持ちでない方は、横浜市コールセンターまで御連絡下さい。

研修に関するホームページはこちら

横浜市 防災・減災推進研修

検索

<横浜市コールセンター> 045-664-2525（平日・土日祝日いずれも 8：00～21：00）

年 月 日

株式会社ミントス 行

自治会・町内会等団体名 _____

代表者名 _____

住 所 _____

電 話 _____

「防災・減災推進研修〈基礎編〉」推薦書

令和4年の「防災・減災推進研修〈基礎編〉」受講者として、次の方を推薦します。

しめい 氏名	住所	電話番号
	〒	
	〒	

- ・各組織から2名まで推薦することができます。
- ・氏名は楷書で、ふりがなを付け、住所は棟室番号までご記入ください。
- ・**6月10日（金）まで（必着）**にご送付ください。
- ・研修時間はいずれも13：00～17：00です。

【受講希望日】受講可能日（太枠）に○をつけてください。

※日程調整の都合上、できる限り多くの日程に○のご記入をお願いします。

実施日	【第1回】 6月27日（月）	【第2回】 6月28日（火）	【第3回】 6月29日（水）	【第4回】 6月30日（木）
場所	横浜市民防災センター	横浜市民防災センター	横浜市民防災センター	横浜市民防災センター
受講可能日				
実施日	【第5回】 7月2日（土）	【第6回】 7月9日（土）	【第7回】 7月23日（土）	【第8回】 7月30日（土）
場所	栄区役所	旭区役所	金沢区役所	青葉区役所
受講可能日				
実施日	【第9回】 8月4日（木）	—	—	—
場所	中区役所	—	—	—
受講可能日		—	—	—

（お住まいの地域の類型）あてはまる類型に○をしてください。

<input type="checkbox"/>	① 戸建て中心
<input type="checkbox"/>	② マンション等の集合住宅中心
<input type="checkbox"/>	③ 戸建てと集合住宅が半々混在

※グループワークの際に、グループ分けするために使用させていただきます。

研修の申込みにあたり収集する氏名、電話番号、住所の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い、適正に管理し、決定通知の送付、研修の中止等、事務局から連絡の必要が生じた場合にのみ利用します。

【宛先】株式会社ミントス

○郵送：〒231-0014 横浜市中区常盤町1-2-1 9F-D

○FAX：045-228-8510 ○電子メール：seminar.annai2021@gmail.com

令和 年 月 日

総務局地域防災課 行

自治会・町内会等団体名 _____

代表者名 _____

住 所 _____

電 話 _____

「防災・減災推進研修〈基礎編〉」修了証発行申請書

次の方は指定された防災動画を閲覧しました。「防災・減災推進研修〈基礎編〉」の修了証の発行を申請します。

氏名	住所	電話番号
	〒	

動画名（収録時間）	閲覧完了
防災よこはま（約24分）	
新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害時の避難（約5分）	
風水害への備え：マイ・タイムラインの作成（約17分）	
地震への備え：家具転倒防止・感震ブレーカー（約8分）	
町の防災組織の取り組み（約17分）	
マンションの防災対策について（約14分）	

※すべての動画を閲覧していただくことが修了証発行の条件となります。

※それぞれの動画について、閲覧完了欄にチェックをお願いします。

※組織内で取りまとめてご提出される場合は、本紙の氏名欄に「裏面のとおりに」と記載し、裏面に希望者全員分の「氏名」・「住所」・「電話番号」をご記入のうえご提出ください。

閲覧した動画に
チェック（✓）

【動画の案内】防災学習コンテンツ内の動画より閲覧をお願いします。

ウェブサイトURL <https://cgi.city.yokohama.lg.jp/somu/chiikibousai>

横浜市 防災学習コンテンツ

検索

二次元コード



【備考】

修了証発行の申込みにあたり収集する氏名、住所、電話番号の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い、適正に管理し、修了証の送付や研修のご案内等、事務局から連絡の必要が生じた場合にのみ利用します。

修了証には、【防災よこはま】及び【ヨコハマの「減災」アイデア集】等、地域防災活動を推進していただくうえで、参考となる資料を同封する予定です。また、申請書提出から修了証発行までに、数週間から数か月程度お時間をいただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

申請書送付先・問い合わせ先

※申請書はメール、FAX、郵送いずれかで送付してください。

総務局地域防災課（長谷川・橋本）

TEL：045-671-3456 FAX：045-641-1677

メール：so-gensai@city.yokohama.jp

住所：〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 10階

研修開催時の新型コロナウイルス感染症への対策について

研修の開催にあたり、感染対策を行ったうえで実施します。ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

1 基本的な感染対策の実施

- ・研修会場の席の間隔、受講者同士、講師と受講者との間隔を確保します。
- ・職員及び講師は、検温等健康管理に努め、手洗いをします。
- ・職員及び講師は、マスクを着用します。
- ・会場には手指消毒液を用意します。
- ・会場の机、ドアノブ等の消毒を行います。

2 受講される方へのお願い

- ・受付の際には、検温、手指の消毒をお願いします。
- ・体調不良（発熱、咳等の風邪症状）の方は受講をお控えください。
- ・研修施設内ではマスクの着用をお願いします。
- ・会場内における身体的距離の確保にご協力ください。
- ・受講中に体調不良になった場合、速やかにお申し出ください。
- ・休憩中等の会話は控えめにしてください。

3 その他

感染拡大の状況によって、開催方法の変更または中止の可能性があります。その場合には研修受講者宛にご連絡いたします。

問い合わせ先：横浜市総務局危機管理室地域防災課

担当：長谷川、橋本

TEL:045-671-3456 FAX:045-641-1677

令和4年 防災・減災推進研修〈支援編〉のご案内

地震火災や風水害の備えなど地域特性に応じた防災活動について、アドバイザーを派遣して支援する研修です。是非お申込みください。

1 実施方法

- (1) 対象・・・・・・・・自治会・町内会等
- (2) 日数・・・・・・・・1地域につき、1日1時間半～3時間程度
- (3) 日時・・・・・・・・日程については地域の方と調整させていただきます。
- (4) 場所・・・・・・・・原則、アドバイザーが地域に伺いますが、研修場所の確保をお願いします。

2 研修内容について

以下の②～⑥の中から最大3つまで選択し、①と希望されたプログラム及び所要時間を基に内容を決定します。支援編お申込み後に、具体的な研修内容をアドバイザーと調整させていただきます。

研修プログラム（全団体共通）	所要時間
① 地域における被害想定 / 基本的な災害への備え（自助・共助の取組）	30分
研修プログラム（自由選択）	所要時間
② 風水害への備え（マイ・タイムラインの作成支援等）	30分～60分
③ 地震火災への備え（地震火災の危険性、感震ブレーカー設置助成 等）	30分～60分
④ マンション防災	60分
⑤ 市民防災センター体験ツアー	60分
⑥ グループワーク（災害時のケーススタディー、地域の危険性の把握 等）	60分

3 申し込み要件

- 複数(5人以上)の研修参加者を確保することができる
- 研修実施場所を確保することができる ※⑤を希望する場合、実施場所は横浜市民防災センターとなります。

4 お申し込み・お問い合わせ

別紙申請書に必要事項のご記入のうえ、郵送、FAXまたは電子メールにて6月10日（金）まで（必着）に以下の宛先へお申し込みください。

【宛先】総務局地域防災課 担当 長谷川・橋本
郵送：〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 10階
FAX：045-641-1677 TEL：045-671-3456
メール：so-gensai@city.yokohama.jp

5 研修受講の決定

研修受講の決定を、アドバイザーから申請者あてに7月中旬頃お伝えします。また、研修内容については申請者宛に調整させていただくことがありますのでご了承ください。

また、希望する地域が多数の場合、来年度以降に派遣をお願いすることがありますのでご了承ください。

※気象警報の発令や新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等により、研修日を再調整することがあります。

6 新型コロナウイルス感染症への対策について ※詳細なコロナ対策は別添のとおり

研修の実施にあたっては、研修施設の消毒、換気、受講者の間隔の確保をお願いします。

また、受講者につきましては、マスクの着用、受付での消毒、検温にご協力をお願いします。

総務局地域防災課 行

自治会・町内会等団体名 _____

申請者名 _____

住 所 _____

電 話 _____

メールアドレス _____

防 災 ・ 減 災 推 進 研 修 < 支 援 編 > 申 請 書

令和4年の防災・減災推進研修<支援編>について申請します。

地域の状況 【住居形態】 <input type="checkbox"/> 戸建て <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 混在 【防災活動状況】 <input type="checkbox"/> 防災活動を実施している <input type="checkbox"/> 実施していない 実施している場合の活動例 (_____) 【防災組織体制】 <input type="checkbox"/> 構築されている <input type="checkbox"/> 構築されていない		
研修プログラム ②～⑥で希望するものにチェックしてください(3つまで選択可)。		
プログラム	所要時間	✓
① 地域における被害想定 / 基本的な災害への備え (自助・共助の取組)	30分	<input checked="" type="checkbox"/>
② 風水害への備え (マイ・タイムラインの作成支援等)	30分～60分	<input type="checkbox"/>
③ 地震火災への備え (地震火災の危険性、感震ブレーカー設置助成 等)	30分～60分	<input type="checkbox"/>
④ マンション防災	60分	<input type="checkbox"/>
⑤ 市民防災センター体験ツアー	60分	<input type="checkbox"/>
⑥ グループワーク (災害時のケーススタディー、地域の防災マップ作成 等)	60分	<input type="checkbox"/>
希望日 第1希望 (_____) 第2希望 (_____) 第3希望 (_____) 派遣期間は、令和4年7月中旬頃～令和5年3月31日です。可能な限り、複数の希望日をご記入ください。 ※新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、派遣日を調整させていただきます。		
希望時間 <input type="checkbox"/> 1時間～1時間半 <input type="checkbox"/> 2時間～2時間半 <input type="checkbox"/> 3時間 ※①を含め、希望するプログラムの最大所要時間を確保するようにお願いします。		
実施場所 (_____) ※実施場所の確保をお願いします。		
参加者数 (_____) 人 ※原則5名以上の参加をお願いします。		
自由記入欄 (地域で困っていることなど、自由にご記入下さい。)		
同意事項 (チェックしてください。) 申し込みにあたって、派遣日及び研修内容の調整をするために、氏名や連絡先など申請書に記載した情報を、研修アドバイザーへ提供することに同意します。		✓ <input type="checkbox"/>

研修の申込みにあたり収集する氏名、電話番号、住所の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い、適正に管理し、研修内容の調整、決定通知の送付、研修の中止等、事務局から連絡の必要が生じた場合にのみ利用します。

研修開催時の新型コロナウイルス感染症への対策について

研修の開催にあたり、感染対策を行ったうえで実施をお願いいたします。ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

1 申請者（受講者）へのお願い

- ・会場には手指消毒液と体温計の用意をお願いします。
※研修者が用意することもできます。
- ・研修開始前に会場の机、ドアノブ等の消毒をお願いします。
- ・受付の際には、検温、手指の消毒をお願いします。
- ・研修会場の席の間隔、受講者同士、講師と受講者との間隔を確保してください。
- ・体調不良（発熱、咳等の風邪症状）の方は受講をお控えください。
- ・研修施設内ではマスクの着用をお願いします。
- ・会場内における身体的距離の確保にご協力ください。
- ・受講中に体調不良になった場合、速やかにお申し出ください。
- ・休憩中等の会話は控えめにしてください。

2 その他

- ・職員及び講師は、検温等健康管理に努め、手洗いをします。
- ・職員及び講師は、マスクを着用します。
- ・感染拡大の状況によって開催方法の変更または中止の可能性があります。

問い合わせ先：横浜市総務局危機管理室地域防災課

担当：長谷川、橋本

TEL:045-671-3456 FAX:045-641-1677

産・学・官の連携による「横浜市避難ナビ」を制作、公開しました！

横浜市
避難ナビ

いまから
いざに
備えましょう！



横浜市では、災害時の避難行動を平時「いま」から災害時「いざ」まで一体的に支援するため、産・学・官の連携により「横浜市避難ナビ」を制作、公開しました。

災害への備えを進めるために、ぜひご活用いただくとともにご家族やご親戚、自治会町内会などの地域の方々へご案内いただきますようお願いいたします。

1 横浜市避難ナビの特徴

「横浜市避難ナビ」では浸水疑似体験（AR）によって「意識を醸成」し、マイ・タイムラインの作成など「事前の備え」を手軽に行えます。災害時には、マイ・タイムラインと連動した避難情報の通知により、適切な「避難行動」が取れるように支援します。

2 ダウンロード方法

アプリストア、または横浜市 HP からダウンロードできます。 二次元コード
ダウンロードは無料です。（※通信料等は利用者負担）



iOS 版



Android 版

3 チラシ・動画のご案内

横浜市避難ナビの啓発チラシや動画も作成しています。
自治会・町内会等でチラシを配布頂ける場合には、下記担当または最寄りの区役所総務課までご連絡いただくか、横浜市ホームページよりダウンロードしご活用ください。

横浜市避難ナビ

検索



【お問合せ先】

横浜市総務局地域防災課 担当：水谷、橋本
TEL: 045-671-3456 FAX: 045-641-1677
Email: so-chiikibousai@city.yokohama.jp

横浜市避難ナビ

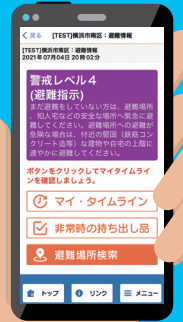
「いま」から「いざ」に備えましょう!

いざ災害が起きた場合、適切な行動をとれるように
平時「いま」から災害時「いざ」まで一体的にサポートするアプリです。



ワンタッチで 操作は簡単!

プッシュ
通知



目で見て体験!
実際の災害に備えて

浸水状況を疑似体験



ハザードマップが
一目で分かる!

マップの種類を
簡単に切り替え



マイ・タイムラインを
作成して備えよう!

「災害時には避難情報を
マイ・タイムラインと連動して
プッシュ通知」



避難所を検索

避難所へのルート案内
災害時には
避難場所の開設状況を
リアルタイムで確認



写真はイメージです。

ダウンロード無料

横浜市危機管理室 地域防災課

TEL : 045-671-3456

Email : so-chiikibousai@city.yokohama.jp

🔍 横浜市避難ナビ 検索



(((横浜市避難ナビ)))

平時モード

- ARにより浸水状況を疑似体験
- ハザードマップや避難場所等を確認
- 一人ひとりの行動計画であるマイ・タイムラインを作成

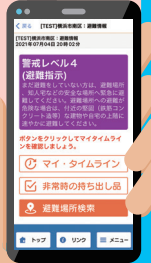
災害への備えを進めましょう



災害時モード

- マイ・タイムラインと連動した避難情報のプッシュ通知
- 開設している避難場所を確認
- 避難場所等までのルート案内

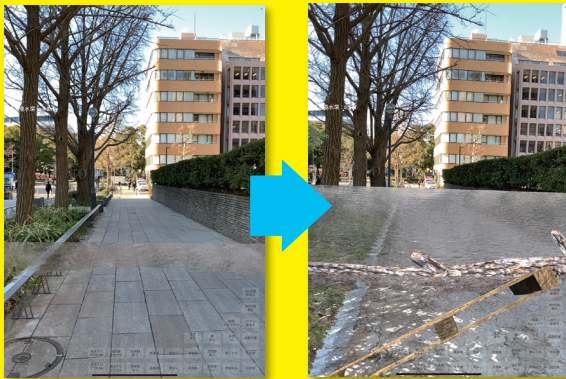
状況に応じて適切な行動を取りましょう



アプリ機能紹介

RR 防災AR

- 今いる場所で浸水状況を疑似体験

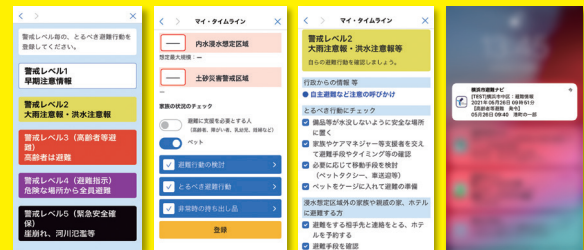


今いる場所で災害が起きたら…
シミュレーション

※アンドロイド版は今後実装予定

マイ・タイムライン

- 危険性の判定
現在地や任意の場所を選択して、風水害の危険性を判定
- マイ・タイムラインの作成
風水害の危険性や家族の状況に応じた避難行動・非常時の持ち出し品を検討し、簡単に登録
- 避難情報との連動
災害時には避難情報がマイ・タイムラインと連動してプッシュ通知



プッシュ通知

避難所検索

- ハザードマップ表示・危険性判定
選択したハザードマップにより、住まいや職場の危険性を表示・確認
- 避難所検索・ルート案内
現在地周辺の避難場所等を検索
開設されている避難場所等の混雑状況を確認
避難場所等までのルートを確認

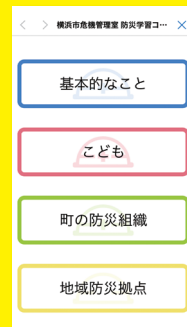


写真はイメージです。



防災学習コンテンツ

防災に関わる様々な情報を掲載
クイズ・動画・教材で楽しく学習



防災情報

最新の避難情報と防災情報をリアルタイムで配信



安否登録

Google パーソナルインデックスで簡単に安否登録・安否確認



横浜市災害時における自助及び共助の推進に関する条例が一部改正されました。

市民・事業者の自発的な防災活動の促進を図り、減災社会の実現に寄与することを目的に、平成25年に「横浜市災害時における自助及び共助の推進に関する条例」が制定されました。

近年、気候変動の影響から自然災害が激甚化し、各地で被害が多発しています。東日本大震災の教訓を風化させることなく、また時代の変化に即した条例とし、自助・共助の取組をより一層推進するため、このたび条例が改正されました。

条例の主な改正点



「町の防災組織」の定義

マンションによる防災活動が進んでいるため、マンション管理組合を明記。



「風水害」も想定した対策の充実

「地震への備え」だけでなく、「風水害への備え」として、「マイ・タイムライン」の作成など、安全を確保するために必要な事項を行うことを明記。



自主避難の強化

避難指示等が出される前であっても、自身で避難すべきと判断したときは、速やかに、自主的に避難することを明確化。



事業者による対策の充実

事業活動を継続するための計画を作成することを例示等。



地域防災拠点における配慮事項等

避難者の人権の尊重及び感染症等の対策を行うことを明記。

条例の全文や自助・共助に役立つコンテンツがまとまっています。ぜひ参考としてください。

詳しくはこちら

横浜市 防災トピックス

で検索

災害対策度チェック わが家は対策できている？

災害に備えて、次の項目をひとつずつ点検してみましょう。
近所で情報交換をしながら、定期的にチェックするようにしましょう。

● 印のつけ方

対策ができていない項目のチェックボックスに、印をつけましょう。

チェックボックスの左の **地** は地震対策、**風** は風水害等対策、**地** **風** は地震と風水害等の共通事項となります。

見出しごとに印をつけた数をかぞえて、分별로にどのくらい対策ができていないか確認してみましょう。目指せ全項目チェック！

記入例

未対策 対策済み

① 家の安全性

- | | | |
|---|---|--|
| 地 <input type="checkbox"/> 風 <input type="checkbox"/> 防災について家族で話し合いをしている | 地 <input type="checkbox"/> 家具の転倒防止対策をしている | チェックできた数 |
| 地 <input type="checkbox"/> 風 <input type="checkbox"/> 家族の中で災害時の連絡方法をイメージし、決めている | 地 <input type="checkbox"/> 風 <input type="checkbox"/> ガラスの飛散防止対策をしている | |
| 地 <input type="checkbox"/> 自宅の耐震性には問題ない | 風 <input type="checkbox"/> 側溝や雨水ますは掃除している | 地 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> |
| | 風 <input type="checkbox"/> 飛ばされそうな物の固定や撤去をした | 風 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> |

② 備蓄

- | | | |
|---|--|--|
| 地 <input type="checkbox"/> 風 <input type="checkbox"/> 備蓄について、家族で話し合いをしている | 地 <input type="checkbox"/> 風 <input type="checkbox"/> トイレパックを備蓄している | チェックできた数 |
| 地 <input type="checkbox"/> 風 <input type="checkbox"/> 3日以上の水や食料を備蓄している | 地 <input type="checkbox"/> 風 <input type="checkbox"/> 非常持出品を用意している | 地 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> |
| | 地 <input type="checkbox"/> 風 <input type="checkbox"/> 備蓄してある場所を家族みんなが知っている | 風 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> |

③ 地域の取組

- | | | |
|---|--|--|
| 地 <input type="checkbox"/> 風 <input type="checkbox"/> 隣近所とコミュニケーションをとっている | 地 <input type="checkbox"/> 風 <input type="checkbox"/> 自治会・町内会のリーダーを知っている | チェックできた数 |
| 地 <input type="checkbox"/> 風 <input type="checkbox"/> 自治会・町内会の活動に参加している | 地 <input type="checkbox"/> 風 <input type="checkbox"/> 防災訓練に参加している | 地 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> |
| | 地 <input type="checkbox"/> 風 <input type="checkbox"/> まち歩きを行った | 風 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> |

④ 火災・風水害の対策

- | | | |
|--|--|--|
| 地 <input type="checkbox"/> 消火器を備え、訓練で消火器を使用したことがある | 風 <input type="checkbox"/> 風水害時の避難の考え方を確認した | チェックできた数 |
| 地 <input type="checkbox"/> 暖房器具は倒れると自動的に消えるものを使っている | 風 <input type="checkbox"/> 気象情報と避難情報を確認した | |
| 地 <input type="checkbox"/> カーテンなどは、防災処理したものを使っている | 風 <input type="checkbox"/> 風水害時の避難行動を確認した | |
| 地 <input type="checkbox"/> 自宅に火災警報器を設置している | 風 <input type="checkbox"/> 崖崩れの前兆現象を確認した | |
| 地 <input type="checkbox"/> 感震ブレーカーを設置している | 風 <input type="checkbox"/> 浸水時の地下施設等の危険性を理解した | 地 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> |
| | | 風 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> |

⑤ いざというときに備えた様々な取組

- | | | |
|--|---|--|
| 地 <input type="checkbox"/> 風 <input type="checkbox"/> 災害時の情報のとり方を確認した | 地 <input type="checkbox"/> 風 <input type="checkbox"/> 応急手当を確認した | チェックできた数 |
| 地 <input type="checkbox"/> 帰宅困難時の対応を確認した | 風 <input type="checkbox"/> ハザードマップ等で自宅周辺や避難経路の危険性を確認した | |
| 地 <input type="checkbox"/> 津波からの避難のポイントを確認した | 風 <input type="checkbox"/> マイ・タイムラインを作成した | |
| 地 <input type="checkbox"/> 風 <input type="checkbox"/> 自分が避難する避難所や避難場所を確認した | | |
| | | 地 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> |
| | | 風 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> |

横浜市からのお知らせ

先着
300件!

家具転倒防止器具の 取付けを代行します!

申込期間 令和4年5月1日～7月31日(第1次)



～横浜市家具転倒防止対策助成事業(令和4年度)～

横浜市では、家具転倒防止対策の取組を支援するため
転倒防止器具の取付けを無料代行します。
(器具代は申請者のご負担となります。)

対象

同居者全員が、下記の①～⑥のいずれかであること

- ① 65歳以上
 - ② 身体障害者手帳の交付を受けている
 - ③ 愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている
 - ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
 - ⑤ 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
 - ⑥ 中学生以下
- ※「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯については②～⑤に該当しない限り、制度対象となりません。

注意事項等

- 事前調査及び取り付け作業はNPO法人横浜市まちづくりセンターが実施します。
- 取付員は作業に必要な器材を持参するため、車で訪問します。
- 調査・作業時は、申請者の立会いをお願いします。
- 初回訪問時に対象世帯であることを書類で確認するため、生年月日が分かる書類・障害者手帳・介護保険証等をご用意ください。(写しの提出は不要です)
- 取付代行できる家具は2つまでとします。
- 器具はご自身で用意していただく他、NPO法人横浜市まちづくりセンターから購入もできます。
- ※ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取り付けできないことがありますので、事前に確認の上、ご用意ください。
- 過去にこの事業を利用して取り付けされた方は、再度お申し込みできません。

相談窓口 (横浜市が下記の事業者に運営を委託しています)

NPO法人横浜市まちづくりセンター ●受付時間:平日10時～16時

電話

045-262-0667

FAX

045-315-4099

必ず折り線に沿って
折り込みをして下さい。

↓ 折り線①

2 3 1 8 7 9 0
0 3 3



横浜まちづくりセンター 行
特定非営利活動法人
横浜まちづくりセンター
〒220-0802 横浜市西区磯子区田町4-1-1

↑ 折り線③

↓ 折り線④

↑ 折り線②

最後にセロテープで「ニ」をしっかりと止めてください。

申込方法

郵送

本紙付属の申請書を記入し、郵送で申し込みます。

※記入漏れがないか必ず確認してください。
 ※記入を終えたら、チラシから切り取り申請書裏面の折り線に沿って封筒の形に折ります。

最後にセロテープでしっかり止めて、郵便ポストへ投函してください。

電子申請

横浜市ホームページを検索、または下記のQRコードから申込フォームにアクセスし、必要事項を入力します。

横浜市 家具転倒防止対策 **検索**

●電子申請QRコード



申請書が追加で必要な場合

NPO法人横浜市まちづくりセンター TEL:045-262-0667 へお電話ください。
 申請書を送付します。内容を記入の上、ご返送ください。

●受付時間：平日10時～16時

取付けまでの流れ ※お申込みから取付までお時間がかかる場合があります。

申込

① 本紙付属の申請書を郵送、または ② 電子申請にてお申込みください。

利用可否決定

- ▽ 申込内容をもとに、横浜市が利用可否を決定します。
- ▽ 利用決定後、「利用決定通知書」を郵送でお届けします。
- ▽ 対象世帯でない場合は「利用却下通知書」が届きます。

訪問日の日程調整

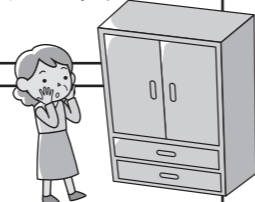
▽ 「利用決定通知書」が届いた後、NPO法人横浜市まちづくりセンターの担当取付員から調査訪問日の日程調整のお電話をいたします。

調査訪問

- ▽ 訪問した担当取付員が対象世帯であることを確認します。
- ▽ 家屋状態を確認し、ご相談の上、取付家具と転倒防止器具を決めます。
- ▽ 器具購入のご相談も承ります。

取付訪問

- ▽ 決めた家具に転倒防止器具を取り付けします。
- ▽ 器具購入を依頼された場合は、器具代金をお支払ください。



第1号様式の2（第4条）

（整理番号） _____

____年__月__日

家具転倒防止器具取付申請書

（申請先）横浜市長

横浜市家具転倒防止対策助成事業について、下記の同意事項に同意し、家具転倒防止器具の取付けを申請します。

フリガナ	
申請者	
世帯人数	人（下記①～⑥のうち、該当する項目全てに○をつけてください） （同居者全員が、①65歳以上、②身体障害者手帳等の交付を受けている、③愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている、④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている、⑤介護保険法による要介護・要支援者の認定を受けている、⑥中学生以下のいずれかに該当しています。）
住所	〒 横浜市
電話番号	
家屋状況	持家 ・ 借家 （どちらかに○をつけてください）

切り取り線

同意事項（注意事項）

- 事前調査及び取付作業の際は、立会いをお願いします。（後日、電話で日時調整します。）
- 事前調査時に、事業対象者の確認を行います。生年月日が分かる書類、障害者手帳、介護保険証等をご用意ください。
- ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取付できないことがあります。
- 取付代行できる家具は2つまでとします。

【同意事項】

- ①取付後の家具や家屋に関する損害賠償、②取付後に発生した地震等の災害で家具等が転倒し負傷又は死亡した場合において、市、取付事業者及び当該住宅等の所有者に対する損害賠償を請求しません。
- 取付後の家具等の移動及び転倒防止器具の取外しは、自己の責任で行います。

青葉区自治会・町内会長 各位

青葉区総務課長

青葉区版防災情報伝達システム訓練及び説明資料について（通知）

平素から市政・区政の推進並びに地域防災活動に格別のご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

青葉区では平成28年9月より、「青葉区版防災情報伝達システム」の運用を開始しています。本システムは、電話や専用防災ラジオを活用し、自治会・町内会や地域防災拠点運営委員長等の皆様に情報伝達を行うものです。

令和4年度につきましても、青葉区版防災情報伝達システムの訓練を次の通り実施します。昨年度と同様に訓練日が近づきましたら、電話システム登録者に対して、電話で訓練実施のご案内をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

また、今年度に会長が変わられた自治会・町内会向けに、情報伝達システム説明資料を添付していますので、御確認のほどよろしく申し上げます。

1 情報伝達システム訓練について

(1) 日 時

- ア 令和4年7月11日（月） 11：25～11：40（予定）
- イ 令和4年9月1日（木） 11：25～11：40（予定）
- ウ 令和5年1月17日（火） 11：25～11：40（予定）
- エ 令和5年3月10日（金） 11：25～11：40（予定）

※ 各訓練日の前日にも、電話システムにて訓練のお知らせをする予定です。

(2) 訓練内容

- ア 専用防災ラジオの自動起動及び放送受信訓練（専用防災ラジオ管理者のみ）
- イ 電話システム運用訓練（電話システム登録者）

(3) 訓練当日に対応いただくこと

- ア 専用防災ラジオを管理されている方
 - (ア) 訓練に際して、専用防災ラジオを電源につないでおいてください。
 - (イ) 専用防災ラジオは、自動起動した際、大きな音声がラジオから発信されます。また、訓練終了後は自動でラジオの電源が切れます。
 - (ウ) 専用防災ラジオの放送受信が出来ましたら、その旨を電話システムで御回答してください。（訓練実施時間に専用防災ラジオの近くにいることができない方は、その旨を電話システムで御回答ください。）

裏面あり

イ 専用防災ラジオを管理されていない方（電話システムのみ登録されている方）
専用防災ラジオを管理されていない旨、電話システムで御回答してください。

2 情報伝達システム説明資料について

- (1) 青葉区版情報伝達システムについて（資料1）
- (2) 令和4年度の情報伝達システム訓練の留意点（資料2）
- (3) 専用防災ラジオの取扱方法（資料3）

3 ホームページでの周知について

下記 URL にて本訓練の日程について、記載しています。

【URL】

https://www.city.yokohama.lg.jp//aoba/kurashi/bosai_bohan/saigai/systemtraining.html

4 その他

ご不明な点がございましたら、下記担当者まで、お問い合わせください。

【メールアドレス】

ao-bosai@city.yokohama.jp

担当：青葉区役所総務課危機管理担当
（〒225-0024 市が尾町 31-4）

岩崎、柄、松原

TEL：045-978-2213

FAX：045-978-2410

E-mail：ao-bosai@city.yokohama.jp

青葉区版防災情報伝達システムについて

【資料1】

青葉区では、災害時の緊急情報発信手段の多重化を図るため、ラジオと電話を活用した2つの情報伝達システムを独自に導入し、平成28年9月に運用を開始しています。

町の防災組織である自治会・町内会や、地域防災拠点運営委員会等の皆様には、災害時の区役所からの情報を得る手段の一つとして、ご活用していただきたいと考えています。

運用例としては、避難勧告、土砂災害警戒情報、特別警報、震度5強以上の地震など、重大な被害が予測され、緊急性が高い場合に災害情報を伝達します。

その情報を地域で活用していただき、災害の被害を減らすことを目指しています。

ラジオによる情報伝達システム

- ・FMサルースの電波を使い緊急情報を発信
- ・災害時には、FMサルースまたは区役所から緊急放送を発信
- ・緊急情報の場合は、専用ラジオで自動受信電源がOFFでも自動起動
- ・イッツコム加入世帯は、イッツコムの回線から電波をとることも可能



電話による情報伝達システム

- ・自治会・町内会長や地域防災拠点運営委員長等の登録番号へ一斉に電話で緊急情報を配信
- ・情報と質問を自動音声で伝達し、電話のプッシュボタンによる番号回答を即時にシステムで集計



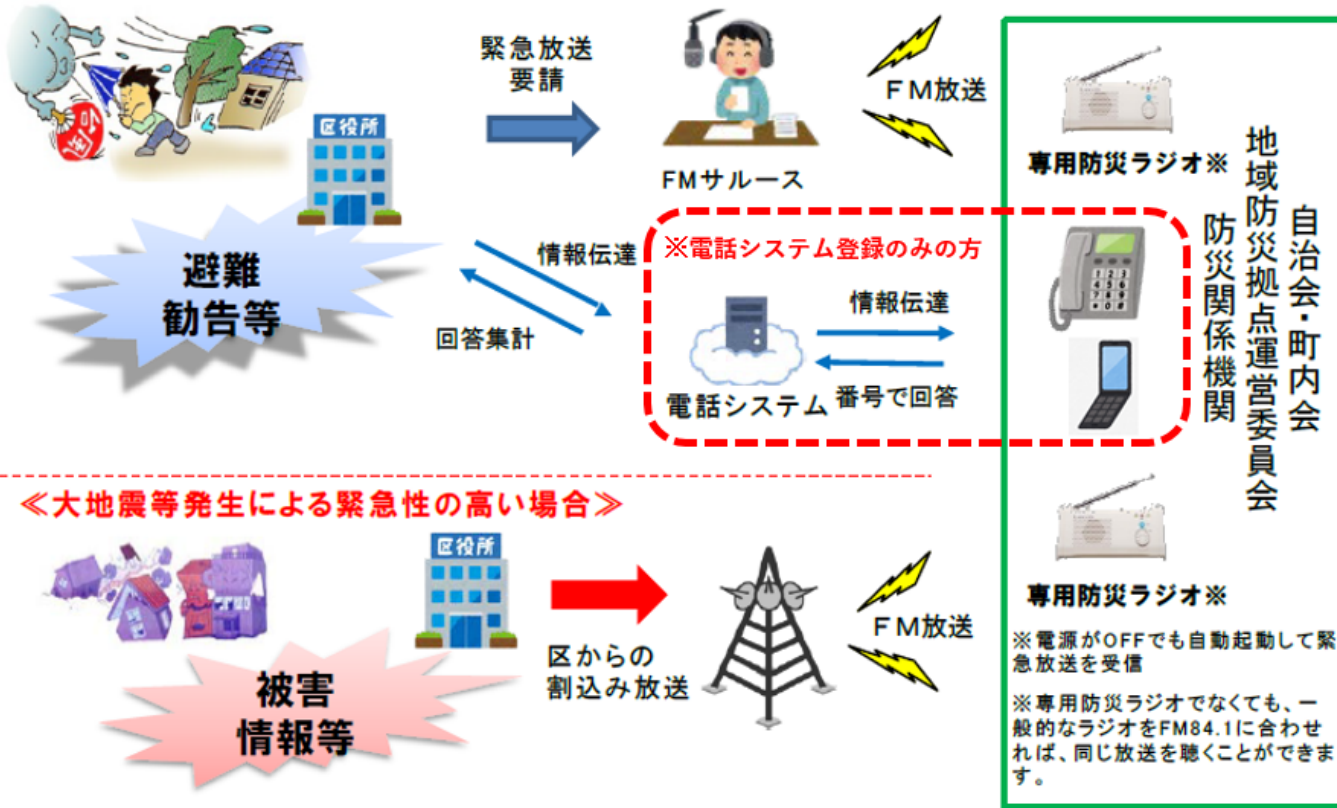
【例】周辺に被害はありますか？

被害がある場合は「1」、ない場合は「2」を…

システムの運用について

- ・ラジオによる情報伝達システムで使用する専用防災ラジオについては、区役所から貸与します。
- ・電話による情報伝達システムについては、特別な機材の設置等は必要ありません。お手持ちの携帯電話または、ご自宅の固定電話の番号を登録していただき、災害発生時に機械音声による情報伝達を行います。
- ・専用防災ラジオの管理場所及び電話システム登録電話番号について、区役所が管理するため、御登録していただきます。
- ・登録者が変更になる場合は、後任の方へ引き継いでいただくとともに、区役所に変更情報の御連絡をいただきます。

システムイメージ図



《大地震等発生による緊急性の高い場合》



令和4年度 青葉区版防災情報伝達システム 訓練の留意点

1 訓練内容

(1) ラジオ

自動起動及び放送受信の確認

(2) 電話（自動音声による通知）

ラジオの受信状況を、登録された電話機のプッシュボタンで回答

電話番号(自動音声)

【050-3188-8400】

電話による情報伝達時は、
左記の番号から電話がかかります。

2 日時

- (1) 令和4年7月11日（月）
11:25～11:40（予定）
- (2) 令和4年9月1日（木）
11:25～11:40（予定）
- (3) 令和5年1月17日（火）
11:25～11:40（予定）
- (4) 令和5年3月10日（金）
11:25～11:40（予定）

※各訓練日の前日に、電話システムにて訓練のお知らせをする予定です。

3 留意点

(1) 専用防災ラジオを管理されている方

ア 訓練の際は、ラジオのACアダプターをコンセントにつないでください。（電源はオフにしてください。）

イ 訓練実施時間に外出をしている等、ラジオの近くにいることができない場合は、その旨を電話システムでご回答できます。

ウ 専用防災ラジオは、電源をオフの状態でも、自動起動し、大きな音声がラジオから発信されます。

(2) 専用防災ラジオを管理されていない方

ア 専用防災ラジオを管理されていない旨を電話システムでご回答できます。

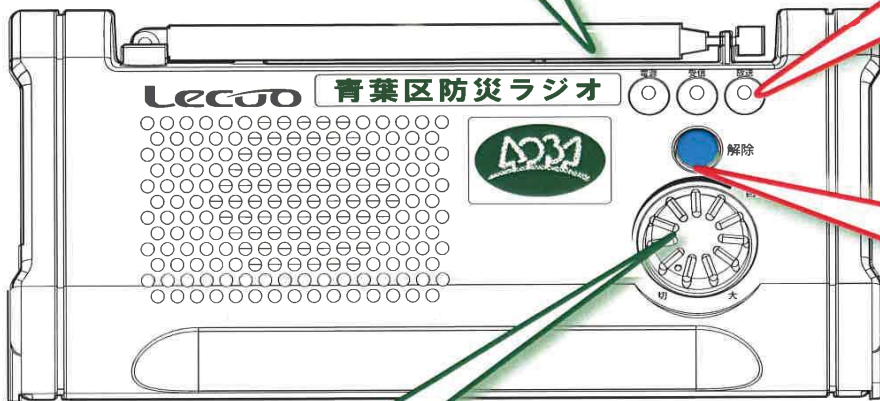
保存用

ラジオ放送を聞く

このラジオは、青葉区の緊急放送を受信するためのラジオです。スイッチを切った状態でも緊急事態を知らせる放送が流れる時には、自動起動します。

② アンテナを引き伸ばす

アンテナを動かして、雑音が少なくなるように調整します。
※窓際に置くと電波の入りが良くなります。



放送表示ランプ

緊急放送信号を受信すると放送表示ランプが青色点滅(●)します。

解除ボタン（青ボタン）

緊急放送が大音量で流れている時に、この解除ボタンを押すと、大音量が解除されます。

① スイッチ／音量つまみ

時計方向にカチッと音がするまで回すとスイッチが入ります。
時計方向に回すと音量が大きくなります。

使用方法に関するお問い合わせ

横浜市青葉区役所総務部総務課
045-978-2213
(平日：午前 8 時 45 分～午後 5 時)

◆ 配布元 ◆

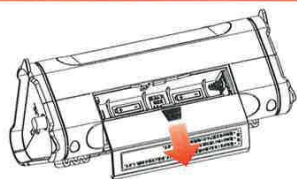
横浜市青葉区役所総務部総務課
横浜市青葉区市ヶ尾町31-4

◆ 製造元 ◆

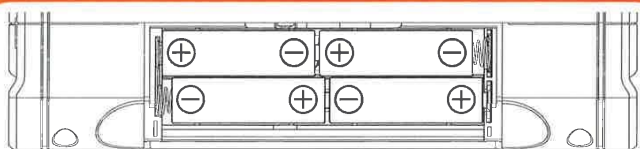
株式会社CSR
神奈川県相模原市南区相模大野5丁目33番4号

保存用

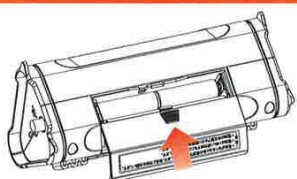
ラジオを聞くための準備



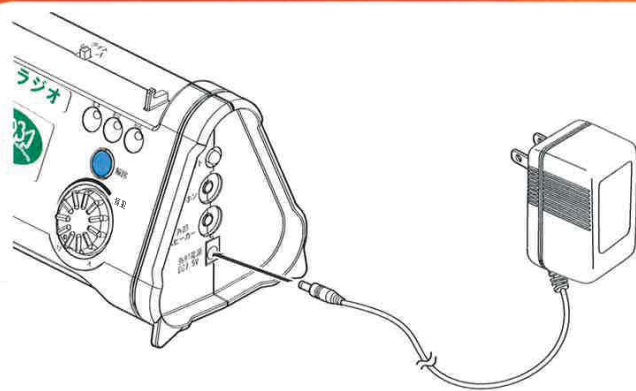
① 電池入れのふたを開けます



② 付属の単3形アルカリ乾電池を4本入れます



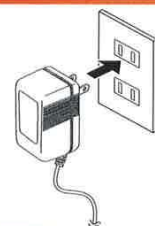
③ 電池を入れたら、ふたを閉めます



④ ACアダプターのプラグを外部電源端子に挿し込みます

⑤ ACアダプターをコンセントに挿します

これでラジオを聞く準備ができました



※普段は家庭用電源でラジオを聞くことができますが、非常時の停電に備えて乾電池を入れておきましょう

青葉区防災ラジオのランプ状態説明資料

青葉区防災ラジオの受信改善マニュアル

FM84.1MHz FMサルーースは、コミュニティ-FM局に認可される最大の送信出力20Wで放送しています。小さな出力のため、放送エリアである青葉区内でも、距離や地形、周辺の環境により、受信状態が悪い場合があります。

その際は、ラジオの置き場所を変えたり、FM専用アンテナを設置することで、受信状態が良くなる場合があります。ありますので、受信改善をご紹介します。

※改善の目安…ラジオの受信ランプ(赤)の点滅が消える

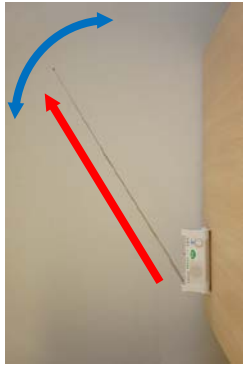
受信対策① ラジオの置き場所を変える。

ラジオを置く場所は、屋外や窓に近い位置のほうが良好に受信できます。電波塔は、た まプラーザ駅周辺に設置されています。ラジオ を家の中で動かして、一番良く電波が入る 場所を探してください。



受信対策② ラジオの本体の向きやアンテナの方向を変える。

アンテナは、必ず全て伸ばしきってください。その後、様々な方向にアンテナを動かしてみてください。また、ラジオの向きを変えることによって、受信状況が改善する場合があります。



受信対策③ 外部アンテナを活用する。

(1) T字アンテナ(ラジオ付属品)
T型FMアンテナは、アンテナ側をT字に張り、窓際の壁や、窓に水平に固定して張り付けます。アンテナ線を張る場所や方向、形などをいろいろと変えてみてください。受信状況が大幅に改善される場合もあります。

(2) テレビアンテナ線※ケーブルテレビ・イッツコム加入世帯

屋内では受信感度が十分得られない場合は、ケーブルテレビ・イッツコムの端子から分配機を介して、同軸ケーブルで防災ラジオに接続していただきますと良好に受信することができます。



電源ランプは、緑点灯が正常です。

赤→緑の交互点滅していると、電池切れのサインです。

受信ランプは、消灯が正常です。

赤点滅していると、電波の受信状態が悪いサインです。

※電源は常にACアダプターに接続してください。接続していない場合、電池は3日程度で切れてしまいます。

※受信ランプが赤点滅している場合は、裏面「青葉区防災ラジオの受信改善マニュアル」を参考に、消灯する位置を探してください。

令和4年度 青葉区 運営方針

I 基本目標

「住みつづきたい・住みたいまち 青葉」の実現

II 目標達成に向けた施策

青葉区は、計画的に整備された美しい街並みや豊かな自然、地域活動をはじめ、さまざまな活動が活発に行われている魅力にあふれたまちです。青葉区の魅力を次の世代に確実に引き継ぎ、将来にわたって「住みつづきたい・住みたいまち 青葉」であり続けるために、目標達成に向けた4つの柱に沿って取組を実施していきます。

昨年度実施した「コロナ禍における生活様式の変化に関するWEBアンケート」では、区民の皆様の生活に外出自粛等の影響が色濃く見られたほか、健康管理や地域社会とのつながりの重要性の高まりが確認されました。

令和4年度は、令和3年度に策定した第4期青葉区地域福祉保健計画「青葉かがやく生き生きプラン」を地域の皆様と推進していくとともに、社会情勢の変化に柔軟に対応しながら、区民の皆様のニーズを的確に捉えた施策を展開していきます。

目標達成に向けた4つの柱

- 1 誰もが生き生きと、健やかに暮らせるまちづくり
- 2 安全で安心して暮らせるまちづくり
- 3 さまざまな人や地域の活力を高めるまちづくり
- 4 特色を生かして魅力を高めるまちづくり



青葉区マスコット
なしかちゃん

III 目標達成に向けた組織運営

地域連携力を高める

地域と「顔の見える関係」を築き、地域の実情や課題、思いを共有しながら、連携を深めていくことで、地域課題の解決に取り組めます。また、人のつながりや、地域の組織・団体の連携が深まるよう、コーディネーター力を発揮して、地域の主体的な取組を支援します。

チーム力・職員力を高める

課の枠を超えた情報共有や連携強化に取り組み、どんな時でも互いに協力し支え合える組織づくりを進めます。また、ワークスタイル改革のほか、OJTや研修など人材育成に努めることで、職員のモチベーション・能力の向上、職場全体のチーム力の底上げを図ります。

区民の皆様の信頼に応える

職員一人ひとりが区民の皆様の気持ちに寄り添い、丁寧・迅速・正確な対応を心がけます。また、ICTの活用等による事務事業の点検・見直し・効率化を進めるとともに、リスクマネジメントの推進により事務事業の適正な執行に努めます。

健康区役所の推進

区民の皆様のさまざまなご要望に寄り添い、「住みつづきたい・住みたいまち 青葉」を実現するためには、職員が持てる力を最大限に発揮することが必要であり、そのためには職員が心身ともに健康でなくてはなりません。




職員一人ひとりが健康行動・管理を実践するとともに、責任職は職員の健康に配慮した職場マネジメントを実践することで、健康でいきいきと働くことができる「健康区役所」を推進します。

★基本目標等を具体化する、主な事業・取組については、次頁以降をご覧ください。

主な事業・取組

1 誰もがいきいきと、健やかに暮らせるまちづくり

コロナ禍で健康づくりの重要性が増しており、子育て支援関連事業、地域包括ケアシステム及びあおば健康スタイル等の取組を通じて、誰もが自分らしく健やかに暮らせるまちづくりを進めます。

<p>子育て支援事業</p>	<p>子育て世帯が孤立することなく、子どもの健やかな成長を支援するため、スマートフォンアプリ「Aonico（あおにこ）」を活用します。また、妊娠期からのメンタルヘルス講座・外国人パパママのこんにちは赤ちゃん訪問事業を実施し、安心して子育てができる地域づくりを目指します。</p>	 <p>Aonico</p>
<p>地域包括ケアシステムの推進</p>	<p>学校法人桐蔭学園と連携し、「こころと身体健康調査」を実施します。また、コロナ禍のシニアの社会参加を継続・促進するため、区内ボランティア団体等にICT支援を引き続き実施します。</p>	
<p>青葉区健康長寿のまちづくり支援事業</p>	<p>「あおばに住んで、健康、長生き」を実感できるよう、気軽に健康づくりを実践できる『あおば健康スタイル』を展開し、豊かな自然や美しい街並みを生かしたウォーキングの推進やロコモ予防の普及啓発を行います。</p>	 <p>ウォーキングイベント</p>
<p>青少年育成事業</p>	<p>「青少年の地域活動拠点」と連携し、中学生・高校生・大学生ボランティアによる小学生を対象とした学習支援「みんなの学習室」を拡大実施するなど、多世代交流を通じて健全育成を推進します。</p>	 <p>みんなの学習室</p>

ウィズコロナ時代に即した子育て支援の取組

●○青葉区子育て情報発信アプリ Aonico(あおにこ)○●

子育て世帯や妊娠中の方が手軽に利用できる情報発信アプリです。

【アプリの主な機能】

横浜市や青葉区の子育て関連制度や手当等の紹介/
地域の子育てイベント・施設情報検索/予防接種自動スケジューラー/
乳幼児健康診査情報プッシュ通知



●○育児相談・子育てトーク○●

個別具体的な育児に対する悩みや不安の解消に向け、公立保育園での保育士との対面相談に加え、Zoomを活用したオンライン相談「子育てトーク」を行います。




●○子育て応援系 YouTube チャンネル「なしかちゃんねる」○●

親子で楽しめる工作・お出かけスポット等を、保育士ならでの視点で紹介する動画を配信しています。




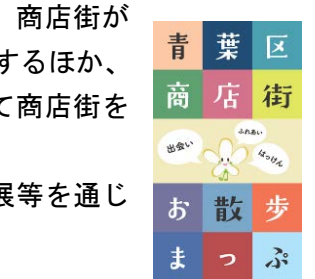
2 安全で安心して暮らせるまちづくり

防災や防犯、感染症対策や交通安全対策に関する取組を通じて、さまざまなリスクに備え、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

<p>青葉区防災の街づくり事業</p>	<p>自身の避難行動を考える「マイ・タイムライン作成講座」を開催するほか、災害時のペット対策として、希望する地域防災拠点に対し、ペット同行避難受入時に必要となる主な資機材を貸与します。</p>	 <p>マイ・タイムライン作成シート</p>
<p>交通安全対策事業</p>	<p>スクールゾーン対策協議会の要望に基づき、路面標示の新設・補修箇所を増やします。また、ポスターコンクールや交通安全教室等を通じて、交通マナーの啓発を推進します。</p>	 <p>交通安全ポスターコンクール</p>
<p>区民サービス向上事業</p>	<p>来庁者が集中する繁忙期の窓口混雑緩和・三密回避等の感染症対策を進めます。また、窓口サービス満足度向上に向けた研修や、各課での取組を実施します。</p>	 <p>呼び出し案内モニターの設置</p>

3 さまざまな人や地域の活力を高めるまちづくり

さまざまな分野で多彩な人材・団体・活動がつながり、地域の連携やネットワークが広がることで、地域活動や地域経済の活性化をはかり、地域の活力を高めます。


<p>あおば地域サポート事業</p>	<p>地域で活動することを考えている又は既に活動している人・団体・事業者が相互につながる「人と地域のつながりづくり事業」を進め、地域で活躍できる人材の発掘・育成をするプロボノ実践講座を行います。</p>	
<p>区民活動支援センター事業</p>	<p>地域活動の担い手となる人材育成を目指した「地域デビュー講座」や相談・コーディネート・交流会等を通じて、地域課題解決に向けた区民活動の輪を広げ、地域のつながりづくりを推進します。</p>	 <p>相談・コーディネート・交流会</p>
<p>商店街活性化・中小企業振興事業</p>	<p>商店街連合会が実施する事業への補助や、商店街が主催するイベントを広報よこはま等でPRするほか、商店街を巡るお散歩まっぶの配布を通じて商店街を知ってもらう機会を作ります。 また、起業支援セミナーの開催やパネル展等を通じた区内中小企業の紹介を行います。</p>	 <p>青葉区商店街お散歩まっぶ</p>

4 特色を生かして魅力を高めるまちづくり

コロナ禍における生活様式の変化を踏まえた区民ニーズをしっかりと捉えるとともに、文化・芸術、食、自然など青葉区のさまざまな特色を生かした取組を実施し、発信することで、まちの魅力を高めます。

<p>まちづくり・データ活用推進事業</p>	<p>区民ニーズを把握し、区の施策立案の基礎資料とするため、区民意識調査を実施します。調査にあたっては、有意性を向上させるため、前回より対象数を増やすほか、Web 回答にも対応し、回答者の増加を図ります。</p>
<p>青葉6大学連携事業</p>	<p>青葉6大学の学生が取材を行い、学生の視点による区のオススメスポットや飲食店などの紹介を行う魅力発信事業を実施するほか、引き続き青葉6大学連携特別講座を実施します。</p> <p>※青葉6大学：國學院大學、星槎大学、玉川大学、桐蔭横浜大学、日本体育大学、横浜美術大学</p> <p style="text-align: right;">学生による区の魅力発信事業</p>
<p>あおば地産地消の推進</p>	<p>地域の生産者と連携した農業体験の開催や地産地消マップ・レシピ帖の配布を通じて、貴重な地域資源である農に関する情報を発信し、区の魅力向上と健康づくりにつながる地産地消を推進します。</p> <p style="text-align: right;">あおばマルシェの開催</p>

その他の主な事業（区と局が連携・協力して実施する事業）

<p>脱炭素化に向けた取組</p>	<p>脱炭素社会の形成に向けて、区内企業等とも連携した啓発イベントの実施や、市立保育園でのミストシャワーや噴水を活用した温室効果ガス削減に向けた取組を行います。</p>	 <p style="text-align: center;">ミストシャワー</p>
<p>早濑川流域（青葉区）にある雨水調整池の運用方法等の検討</p>	<p>早濑川の鍛冶橋付近では、台風、ゲリラ豪雨などの大雨で急激に水位が上昇する傾向があります。このため、降雨時に早濑川流域にある大規模な雨水調整池が、どのように滞水しているか実態調査を行います。</p>	

青葉区の情報発信しています

●○青葉区ホームページ・ツイッター○●

青葉区からの情報を青葉区ホームページ・ツイッターで発信しています。

●○広報テレビ番組「あおバリューTV from 丘の横浜」○●

区内のさまざまなスポットをめぐり、学び・発見・食レポありの内容盛りだくさんの情報をケーブルテレビ ITSCOM・J:COMで放送しています。また、YouTubeでも視聴できます。

●○広報ラジオ番組「あおバリューRadio」○●

青葉区からのお知らせや広報よこはま（青葉区版）のイベント情報、地域の皆様の活動等を84.1MHzで放送しています。防災情報の発信や、多言語での発信も行っています。また、FM サルース公式アプリからも聴くことができます。



青葉区ホームページ



青葉区公式 Twitter



あおバリューTV



あおバリューRadio



FM サルース公式アプリ

